

別表第4

禁止行為	要件
喫煙	1 喫煙所を設ける場所には、専用の消火器を設置すること。 2 喫煙所の大きさについては、最小限度のものとする。 3 仕切りを設ける等、喫煙所とその他の部分が明確に区分されていること。
裸火の使用	1 使用する場所は、避難及び通行に支障がない場所であること。 2 可燃物から、火気設備等の種類に応じて条例別表第3に定める離隔距離が確保されていること。 3 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 4 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 専用の消火器が設置されていること。 6 避難口及び階段から水平距離で5メートル以上離れていること。 7 火気設備等は、次によること。 (1) 電気を使用する火気設備等は、性能を仕様書等で確認できるものとし、使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。 (2) 気体燃料を使用する火気設備等は、次によること。 - ア 燃料容器組み込み型の器具で、かつ、性能が仕様書等で確認できるものであること。 - イ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。 - ウ 火炎の頂部から上方1メートル、最大となる火炎の幅から側方1メートルの範囲内に可燃物がないこと。 (3) 固体燃料を使用する火気設備等は、前号（アを除く。）によるほか、次によること。 - ア 燃料を持ち込む量は最小限度とすること。 - イ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。 - ウ 使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。
危険物品	1 避難及び通行に支障がない場所であること。

の持込み	2 防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 3 転倒又は落下のおそれがない場所であること。 4 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 5 持ち込まれた危険物品を保管する場所に専用の消火器が設置されていること。 6 危険物品の保管については、次によること。 (1) 出入口、階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6メートル）以上離れていること。 (2) 火気設備等から5メートル以上離れていること。 (3) 保管については、密栓を行い、他の物品と同一の場所に存置しないこと。 7 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1以下であること。なお、消防法（昭和23年法律第186号）別表第1に掲げる動植物油類については、危政令別表第3に定める当該物品の指定数量の10分の1の数量まで持ち込めることとする。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第8に定める指定数量の100分の1以下であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガスの総重量が0.5キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が0.5キログラム以下であること。 なお、容器の個数については、最小限度とすること。 (4) 2以上の危険物品を1の承認に係る場所に持ち込もうとする場合において、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が1以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。
-------------	---